



山田こうじです!

2020年12月6日

NO.248

事務所：西院上花田町36-3

電話：222-3728

携帯：090-3970-4701

山田こうじ共産党検索

コロナ禍で、増税・負担の押しつけ許せない!



24日朝の府市民総行動実行委員会の市役所前宣伝

9月市会にて継続審査となっていた京都市独自の、低所得者への市民税均等割りを減免を廃止する条例が11月25日の京都市会本会議の冒頭、日本共産党以外の党派・無所属議員の賛成多数で可決されました。

継続審査を

25日の本会議で私は、日本共産党議員団を代表し継続審査を求める動議を提出し、本会議でその理由を3点にわたって述べました。1点目は、継続審査となったのは、福祉施策への影響

が明らかにならなかったからです。2回目の委員会で示された福祉施策への影響に関する資料は、前回の委員会で示されたものと全く同じものでした。同じ条件のもと、1回目は継続審査としたのに2回目は採択では、市民に対して説明がつきません。2点目は、福祉施策についても、3年から6年かけて経過措置を設けるとしながら、「全国一律の保健制度は経過措置になじまない」と答弁する等、どのような

短期間の取り組みでしたが、減免廃止の中止を求める署名も1,000筆を超えて寄せられました。コロナ禍のもと、経済困難や解雇も広がり、年を越せるだろうかと、多くの市民が不安を抱えています。今市政に求められていることは、困難を抱える市民に寄り添い、暮らしを応援

廃止条例撤回へ 闘いはこれから!

対応なのか判然としていません。3点目は、「福祉施策への影響を明らかにするため、保健福祉局などに税情報をもとに示されたものと全く同じものでした。同じ条件のもと、1回目は継続審査としたのに2回目は採択では、市民に対して説明がつきません。2点目は、福祉施策についても、3年から6年かけて経過措置を設けるとしながら、「全国一律の保健制度は経過措置になじまない」と答弁する等、どのような

第186回 暮らしのなんでも相談会

暮らしにかかわるどんなことでも... 金融・債務の整理・相続・税金・労働・医療・健康保険料の支払い・地域要望等、どんなことでも結構です。

12月12日(土) 午後1時半~3時

会場 安井後援会事務所(安井小学校前)

主催 日本共産党市会議員 山田こうじ事務所

佐々木 義人 801-9379

多くの市民の皆さんは、改悪されたことによる影響がどうなるのか、ほとんど知らされていません。市民の皆さんに、改悪された条例の身を知らせることが大切です。実施されるまでには、総選挙、一斉地方選挙、市長選挙があります。条例撤回へ、世論と運動を大きく広げましょう。

まじとおおきこ YOBINKOクラブ! NO.240

税金とは、負担能力に応じ、所得が高い人ほど税率が高い累進性が基本ですが、市民税は、いま一律10%となっています。

以前は住民税でも累進制をとっていました。国は「住民税は町内会費」論を持ち込み、三位一体改革で一律税率にしてしまいました。

三位一体の改革以前、年所得700万円以上の層の住民税は13%でした。元に戻せば98億円の税収が見込めます。

今回の低所得者への市税免除の廃止での増税1億6千万円を大きく上回る税収が確保できます。

累進性と共に、生活費非課税も税の基本ではないでしょうか。4人家族、夫婦2人と小学生、中学生の標準世帯の生活保護基準は約280万円です。

4人家族の均等割りの免除となる年所得は172万円から161万円に引き下げられることとなります。

生活保護基準以下の低所得者へ負担を押し付けは、格差と貧困を拡大するものです。